

「令和 4 年度エネルギー対策特別会計補助事業事業報告書受理支援委託業務」の企画書募集に関する質問回答

令和 4 年 5 月 6 日
環境省地球環境局
地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

No.	質問事項	回答	備考
1	仕様書 2. 業務の目的について、「補助事業者より毎年 4 月 30 日までに環境省に対して事業報告書を提出することとされている」と記載がありますが、今年度も同様の提出期限となりますでしょうか。また、仕様書 3. (5) における「問い合わせ対応」と仕様書 3. (6) の「事業報告書未提出者に対するフォローアップ」業務は令和 4 年 4 月 30 日までに事業報告書が未提出の事業者に対しての実施という認識で相違ありませんか。	本業務仕様書別添 2 の対象事業及び報告（見込）件数に記載の 1,911 件については、一部事業報告書の提出を猶予しており、当該事業者の提出期限は、本業務の受託者の選定後、受託者と協議の上決定する予定です。 仕様書 3. (5) の問い合わせ対応及び仕様書 3. (6) については前述の事業者の他、令和 4 年 4 月 30 日までに事業報告書が未提出の事業者に対しての実施を想定しております。	

No.	質問事項	回答	備考
2	<p>「仕様書 3. (1) 事業報告書受理に当たっての体制構築」に 「事業報告書の受付・登録、問い合わせ対応に関する状況は、翌月 15 日（15 日が土曜日の場合は翌々日（その日が祝祭日の場合はその翌日）、15 日が日曜日の場合は翌日（その日が祝祭日の場合はその翌日）、15 日が祝祭日の場合は翌日（その日が土曜日又は日曜日の場合は前述に倣いその翌々日又は翌日））までに前月分の対応結果を取りまとめ、環境省担当官へ報告すること。」とございますが、</p> <p>そもそも事業報告書の提出は対象年度の 3 月中等（年度末）にて報告書提出と思っておりますので毎月、受理をする必要がございますでしょうか。</p> <p>それとも報告書の処理自体を複数月に亘り処理した分析結果を毎月報告するイメージでしょうか。</p> <p>対象事業及び報告（見込）件数に 1,911 件とございますが既に業務が始まる前にすべての報告書が提出されている認識ですが間違いでしょうか。</p>	<p>「仕様書 3. (1) 事業報告書受理に当たっての体制構築」における前月分の対応結果を取りまとめ、環境省担当官へご報告いただくことを想定しております。次回の事業報告書の提出に向けた記載方法等の問い合わせが寄せられることを想定し、毎月ご報告いただくことを予定しております。</p> <p>また、本業務仕様書別添 2 の対象事業及び報告（見込）件数に記載の 1,911 件については、一部事業報告書の提出を猶予する措置を講じております。</p>	
3	<p>仕様書 3. (2) 事業報告書提出事業者に対する周知について、対象となる申請者の情報について、具体的にどのような情報を保有されていますでしょうか。例えば、事業者名、電話番号、メールアドレスなど、どのような情報があるか確認させてください。</p>	<p>事業者名、電話番号、メールアドレスの情報を保有しています。</p>	

【機密性 1】

No.	質問事項	回答	備考
4	<p>仕様書 3. (3) 事業報告書受理後の取りまとめとデータ整理について、「…報告に当たり必要な項目や資料が添付されていることを確認を行った上で、…」とありますが、ここでいう「確認」とは、以下 a) b) c) どの解釈でしょうか。</p> <p>a) 報告値の審査行為を含めた確認行為 受領した報告書に記載された数値について、補助事業要件と照合した上で、「報告内容ならびに項目に不備・不足がある場合」や「異常値と思われる可能性がある場合」は、提出対象者へヒアリングを行い、必要に応じて不備解消に向けた是正指導を行う</p> <p>b) 有無の確認 受領した報告書内について、技術要件との照合は行わず、単純に未記入項目の有無のみ確認する。(報告書類の内容の精度や異常値の理由追及は実施しない)</p> <p>c) それ以外 具体的にご教示願います。</p>	<p>b) の、補助金の交付を受けた事業者から提出される事業報告書に未記入の項目の有無に加え、必要資料が添付されているか等、技術要件ではなく形式要件の確認をしていただくことを想定しております。</p>	
5	<p>仕様書 3. (5) 問い合わせ対応について、入札・開札の日時が令和 4 年 5 月 19 日となっておりますが「問い合わせ対応」(コールセンター) の準備期間と運用開始時期について開設予定日(告知予定日を含む。)はございますでしょうか。</p>	<p>本業務の受託者の選定後、受託者と協議の上決定する予定です。</p>	
6	<p>仕様書 3. (5) 問い合わせ対応について、基本のお問い合わせの FAQ 等の準備はございますか。またお問合せ頂く内容(受託者側が対応する内容)は具体的にどのような内容が想定されますか。</p>	<p>事業報告書の記載方法、報告媒体の指定、公印省略の可否、などを想定しております。</p>	
7	<p>仕様書 3. (6) 事業報告書未提出者に対するフォローアップについて、事業報告書未提出のリストを提供頂けるタイミングをお知らせください。例：業務開始時に一括、各月の月末等。</p>	<p>本業務の受託者の選定後、受託者と協議の上決定する予定です。</p>	

No.	質問事項	回答	備考
8	仕様書3. (6) 事業報告書未提出者に対するフォローアップについて、事業報告書未提出の事業者は報告対象者の何%くらいが想定されますか。	現時点ではお答えできかねますので、回答は差し控えさせていただきます。	
9	仕様書 3. (6) 事業報告書未提出者に対するフォローアップについて、フォローアップする事業者において、どうしても連絡がつかない場合でも、接続するまで架電し続けることが必要でしょうか。	ご質問いただいた事態が発生した場合は、環境省担当官と協議してください。	
10	仕様書3. (7) 事業報告書取りまとめデータを活用した分類本項目に関して、提案書の様式や評価項目においては特に触れられていないように見受けられますが、記載は特に不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
11	仕様書3. (8) 次年度事業報告書の回収に向けた準備について、次年度に報告対象者から正確なデータを円滑に収集することを目的とした提案を行っても宜しいでしょうか。 また、これにかかる費用を本業務の委託業務費に計上することは可能でしょうか。	業務に係る提案事項は、「別添3 令和4年度エネルギー対策特別会計補助事業事業報告書受理支援委託業務に関する提案書作成・審査要領」に記載の事項について提案をお願いします。それ以外の項目の提案は行わず、委託業務経費に計上することもご遠慮ください。	